

平成30年第1回常陸太田市議会定例会会議録

平成30年3月7日（水）

議 事 日 程（第3号）

平成30年3月7日午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員

9番	益 子 慎 哉 議 長	13番	成 井 小太郎 副議長
1番	森 山 一 政 議 員	2番	小 室 信 隆 議 員
3番	菊 池 勝 美 議 員	4番	諏 訪 一 則 議 員
5番	藤 田 謙 二 議 員	6番	木 村 郁 郎 議 員
7番	深 谷 渉 議 員	8番	平 山 晶 邦 議 員
10番	菊 池 伸 也 議 員	11番	深 谷 秀 峰 議 員
12番	高 星 勝 幸 議 員	14番	茅 根 猛 議 員
15番	福 地 正 文 議 員	16番	川 又 照 雄 議 員
17番	後 藤 守 議 員	18番	黒 沢 義 久 議 員
19番	高 木 将 議 員	20番	宇 野 隆 子 議 員

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	宮 田 達 夫 副 市 長
中 原 一 博 教 育 長	加 瀬 智 明 総 務 部 長
綿 引 誠 二 政策企画部長	西 野 千 里 市民生活部長
滑 川 裕 保健福祉部長	武 藤 範 幸 農 政 部 長
岡 崎 泰 則 商工観光部長	真 中 剛 建 設 部 長
根 本 康 弘 会 計 管 理 者	江 尻 伸 彦 上下水道部長
江 幡 正 紀 消 防 長	生天目 忍 教 育 次 長
金 子 充 農業委員会事務局長	鈴 木 淳 秘 書 課 長
笹 川 雅 之 総 務 課 長	江 幡 治 監 査 委 員

事務局職員出席者

宇 野 智 明 事 務 局 長	鴨志田 智 宏 議 事 係 長
-----------------	-----------------

午前 1 0 時開議

○益子慎哉議長 おはようございます。

ご報告いたします。

ただいま出席議員は20名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○益子慎哉議長 本日の議事日程は、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○益子慎哉議長 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

20番宇野隆子議員の発言を許します。20番宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

東京電力福島第一原発事故から間もなく7年を迎えます。福島ではいまだに5万人を超える県民が避難生活を強いられています。福島第一原発では汚染水問題も解決できず、廃炉・収束も見通せません。福島県民への責任を果たせず、国民の将来を危険にさらす原発を推進することは、到底認められません。

私は、東海第二原発再稼働はやめ、廃炉へと、議会においても原発の問題を取り上げ、再稼働反対を貫いてきました。何よりも子どもたちの、そして市民の命と暮らし、ふるさとを守るために、原発ゼロの実現に全力を尽くしたいと思います。

それでは、一般質問に入ります。

最初に、東海第二原発についてです。

1，新安全協定締結について質問いたします。

日本原電は、再稼働を明言しないまま、電力業界の後ろ盾を受けて、再稼働に向けた手続を押し進め、2月から東海村を皮切りに、周辺15市町村で住民説明会を開いてきました。

本市では、2月27日、東海第二原発の過酷事故を想定した広域避難計画を発表いたしました。笠間市に次いで2番目に策定したということですが、過酷事故が起こったらどうなるか、福島原発事故で明白ですし、首都機能も麻痺しかねません。

日本原電は、常陸太田市も入った6市村と全21条の新安全協定を結び、実質的な事前了解権を認めると回答しました。

昨年12月議会で、市長は私の質問で、これまでの安全協定とほぼ同様な権限を持ったと

ということと答弁をされました。また、３月までに新協定書を締結すると報道などでも言われていますが、３点伺いたいと思います。

１点目は、新安全協定案、修正案、この提示後の交渉内容と、締結の時期について伺います。

２点目は、事前了解権が再稼働のための工事着工前の権利なのか、それとも工事や検査完了後の権利なのか、この点について伺います。

３点目は、協議内容を、現在非公開のままとなっておりますけれども、この内容を公開して、新協定案を公表し、市民の意見を広く聞くことについて、市長からのこの３点についてのご答弁をお願いします。

２番目に、日立笠間線（真弓トンネル）について質問いたします。

真弓トンネルは、茨城県が約２０年前に計画していた事業で、事業着手はしたものの、膨大な事業費などがネックとなり休止していました。昨年４月に、大久保市長と日立市長がトンネル整備を知事に要望し、１２月の県議会定例会において、県道日立笠間線の整備に係る環境調査や道路予備設計などの費用約４億円が予算化されました。

真弓トンネルは、常陸太田市と日立市において、市の借金となる合併特例債の活用を前提として道路整備を進めようとしていることに、県議会定例会において、日本共産党は反対をしております。その理由は、本来なら県が必要な予算を確保して整備すべきであり、両市に負担をさせることは問題だということからです。

巨額な財源を必要とする県道日立笠間線の道路整備について、４点伺います。

１点目は、昨年１２月１２日、全員協議会で説明をされました、その後の未確定事項の進捗状況について伺います。

２点目は、財源措置で確定した事項についてです。

３点目、四季の丘・機初団地通過の影響、課題と対策について伺いたいと思います。既に住民説明会も終了しておりますけれども、あの機初団地の道路の幅員ですけれども、大変狭いということは前から出ておりました。国道２９３号バイパスの幅員、１８メートルありますけれども、機初団地の幅員が１２メートル——車道が７メートル、両側に歩道が２．５メートルあるわけですが、そういうわけで、狭いと高齢者や子どもたちにとっても交通環境が悪化される、騒音、こういう問題でも出ておりますので、どのように対処していくのか伺いたいと思います。

４点目は、地域住民への説明会で出された意見・要望と対応について。

４点伺いたいと思います。

３番目に、生活保護の削減計画の影響について質問いたします。

今回の政府の生活保護削減計画は、食費や光熱費など、日常生活に充てる生活扶助を最大５％削減することなどを行うものです。この案どおりに削減が実行されれば、夫婦と子ども２人の世帯で１０％以上カットされ、今でもぎりぎりの苦しい生活は、とても立ち行かなくなってしまう。

厚生労働省は、今年１０月からの生活保護費の削減を実施すれば、これに伴い、４７の低所得者向けの医療や福祉、年金などの施策で影響が出ることを明らかにしました。生活保護費削減を

許せば、多くの低所得者が、他の制度でも負担増などの不利益を受ける、この可能性があります。

生活保護基準は、憲法 25 条で保障する健康で文化的な最低限度の生活を具体化したもので、低所得者を対象とする他の施策の給付水準や給付対象などに連動しています。

厚労省は、生活保護基準額を減額しても、できる限り他の制度にその影響が及ばないように対応するとしておりますが、しかし、5 年ごとの見直しで、2013 年にも、今回と同様に、日常生活費に充てる生活扶助費が段階的に引き下げられ、このときは、2015 年度の厚労省の調査で、全国で 27 自治体が就労援助、就学援助の対象者を狭める事態が起きております。生活保護基準の引き下げ時点で就学援助を受けていた世帯の影響だけではなく、従来どおりの基準なら就学援助を受けられた入学前の子を持つ世帯でも、受けられなくなったという世帯があったと見られます。

今必要なのは、扶助のカットではなく、一般の低所得者世帯にも生活保護世帯にも、必要な支援を行い、暮らしの底上げを図り、引き下げの悪循環を断ち切ることだと思います。

1 点目に、生活扶助費の削減計画の影響について伺います。子どものいる世帯は、深刻な影響を受けることについてです。

児童養育加算、母子加算の見直し案では、例えば、児童養育加算は、現行では児童手当と同額ですが、今回の見直し案によって、3 歳未満の子どものいる生活保護世帯は、むしろ下げられます。子どものいる世帯に打撃が大きくなります。

こうした影響をどのように捉えておられるのか、見解を伺います。

2 点目は、就学援助や保育料、障害福祉サービスの利用料などにも影響することについての見解と、今後の対応について伺います。

4 番目に、がん検診について。

1、がん検診の受診率向上と助成について伺います。

がんは、早期発見・早期治療によって、また治療技術の目覚ましい進歩によって、今日では必ずしも克服できない疾病ではないと言われております。現在、がんは、全国的にも、そして本市においても、死因の第 1 位になっており、本市の平成 20 年度から 24 年度の死因割合は、27.3%——これは平成 27 年の茨城県市町村健康指標の数値です。3.7 人に 1 人ががんで亡くなっているということになります。がんの克服が自治体としての重要課題となっております。

また、平成 27 年度の本市のがん検診受診率は、肺がんが 28.3%，胃がんが 8.8%，大腸がん 18.3%，乳がん 17.0%，子宮頸がん 12.1% で、肺がん以外——この肺がんは 65 歳以上が無料になっていると、こういうところが功を奏しているのかと思います。この肺がん以外、県平均よりも下回っております。国の目標 50% には、まだ距離を残しております。早期発見・早期治療のために、がん検診の受診率向上のさらなる取り組みを求めたいと思います。

そこで 1 点目、がん検診の受診率向上と助成について、2 点伺います。

1、受診率向上策についてです。

常陸大宮市を調べたところ、各種がん検診の受診率が本市の 1.3 倍から 2 倍となっております。その取り組みをお聞きいたしましたところ、大字単位で推進協議会が設けられて、定期的に会合

を持ち、推進協議会の会長などが各家庭を訪問して、検診の勧奨をしているということでした。

そして、県外に飛びますが、山形県の酒田市は、県平均を下回っていた検診率を飛躍的に向上させた教訓として、特に県、地区医師会、受託受診センターなどの機関と連携して、セット検診の拡大や検診状況調査、申し込み方法の改善などをもとに個別訪問をするなど、さまざまな施策を地道に取り組むことにより成果が上がったということです。

本市で見ますと、受診率を上げるため、成人健診、さわやかセット健診、各種がん検診など6パターンの検診を、ホームページなどで詳しく紹介しております。また、集団検診の日数を増やすなどの体制の拡充、個別勧奨の実施など、さまざまな取り組みが行われて、頑張っておられますが、受診率を見ますと、わずかな引き上げ幅にとどまっております。

受診率向上策について伺います。

2点目に、がん検診費用への助成について伺います。

各種がん検診の費用を無料化にしている、例えば東海村は、県内トップで国の目標に近づいています。もう1つ例に挙げますが、埼玉県新座市では、平成25年度から無料化した結果、どのがん検診も受診者が増え、受診率が向上している。乳がん、子宮がんは受診率が10%の増、肺がん検診や大腸がん検診は受診者が1.5倍に増え、受診率がほぼ倍加、前立腺がん検診は受診率が15%から40%台に上がったということで知らされております。

本市で見ますと、本市は胃がん検診が1,000円、大腸がん検診500円、子宮がん検診1,000円、乳がん検診1,000円、肺がん検診、これは胸部CTですが、3,000円と、このように設定されております。

先ほども申し上げましたが、エックス線による肺がん検診費用は、65歳以上無料となっておりますので、そのための受診率が高くなっていると、このように思われます。さらに、今有料の検診費用の無料化、あるいはワンコインにするなど、これを検討してはどうかと。

もうこれまで、いろいろソフトの面では行われておりますけれども、一度全国の受診率が伸びていると、その中には、やはり無料の大きな影響があるわけです。

がん検診費用への助成について、見解を伺いたいと思います。

5番目に、太陽光発電施設の適正導入について質問いたします。

市内では、太陽光発電の設置が盛んとなっております。どのような形態でも歓迎するというのではなく、地域それぞれの条件に見合った、環境に配慮した開発・活用に取り組む必要があると思います。

2016年3月議会において、この問題を取り上げまして、事前協議を行うことを市の環境条例に追加することはどうかと、また、ガイドラインを策定すること、このようなことを提案いたしました。その際、答弁では、事前協議については検討していく、ガイドラインについては県の策定状況を見ながら検討していくというようなご答弁をいただきました。

太陽光発電施設に関して、事業者に必要な設置を促すため、茨城県が2016年10月施行でガイドラインを策定しております。県内で見ますと、日立市、北茨城市、つくば市など、9自治体で適正な設置を促す条例やガイドラインを策定しております。

私は、日立市のガイドライン、これを学びましたけれども、私が読んだ感想は、非常に詳細にわたって検討されて策定していると、このように思いました。

ここで、3点伺います。

1点目は、太陽光発電施設の、計画も含めた設置状況について。

2点目には、農地の転用件数について。農地への設置状況ですが、伺いたいと思います。

3点目に、市条例の制定について伺います。

6番目に、「主要農産物種子法」廃止の影響について伺います。

この種子法、1952年制定ですから、大分昔から、この種子法が行われてきているわけですが、この主要農産物、稲、麦、大豆、この種子の生産・普及・品種改良を、国や都道府県に義務付け、優良な種子の供給などに重要な役割を果たしてきているわけです。

しかし、この種子法が、この4月から廃止されます。この種子法は、国会ではたった5時間の審議で廃止を強行したと、こういう状況にあるわけですが、関係者からは、反対や不安の声が大きく上がっています。

国会も、都道府県の取り組みが後退することのないように、交付税措置に努めるという旨の付帯決議はしておりますけれども、種子は農業や食糧生産の基盤であり、国民の共有財産だと思います。

安倍政権は、この種子を戦略物資と位置付けて、種子の取り扱いを民間事業者に開放して、公的機関が持っている種子の技術やノウハウを民間に提供していくと言います。

今、世界では、アメリカのモンサント社のような遺伝子組み換え作物を主流とする多国籍企業が種子市場の大半を占めており、多国籍企業が種子を独占するようになれば、価格のつり上げで、生産者・消費者に大きなしわ寄せが及ぶことになります。

また、消費者などから、種子法があったからこそ守られてきた食の安全に不安の声が上がっています。

茨城県では、稲、麦、大豆、そして奨励品種としてソバと落花生とカンショと、この種子法によって、原原種や原種の生産をしておりますが、種子法が廃止になれば、本市の米やソバなど、地域に合った品種の品質と価格に大きな影響がでるのではないかと危惧しております。

そこで、2点伺います。

1点目ですが、本市農業への影響について、また県の動向などを伺います。

2点目に、食料主権を守り、良質で低廉な種子の提供を継続するための対策についてのご見解を伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 日本原電東海第二発電所に関する新安全協定についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、新安全協定案提示後の交渉内容についてであります。平成29年11月22日に、

実質的な事前了解の権限を認める新協定を締結したい旨、日本原電から原子力所在地域首長懇談会が回答を得たところでありますけれども、ここの条文の修正に関しては、現在、首長の意見をもって折衝中でございます。

また、新協定の締結時期につきましては、今月末を目指しているところであります。

次に、事前了解権を行使する時期に関するご質問についてでございますが、原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、変更等する場合に、事前になされる説明をととした事前協議のときに行使をする権限であります。

また、新協定に関する協定内容及び新協定案の公表につきましては、調整が完了し、協定の締結後に、原子力所在地域の首長懇談会におきまして検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 建設部長。

〔真中剛建設部長 登壇〕

○真中剛建設部長 日立笠間線についてのご質問にお答えいたします。

1点目の、12月12日、全員協議会以降の未確定事項の進捗状況についてでございます。

まず、国からの交付金につきましては、内閣府所管の地方創生道整備推進交付金、いわゆる道整備交付金と、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金の2種類を活用していく方向で、国、県と事務協議を進めております。

また、地域の方々のご理解につきましては、3回に分けて対象地区の説明会を実施しておりますが、全体として過度な反対意見はなく、平成27年の国勢調査による日立市への通勤者数4,122人に対する通勤時間の短縮による利便性の向上、さらには緊急時における日立市内の高度医療機関への速やかな搬送路の確保が必要など、当市の現在の置かれた状況等から、当道の必要性や重要性についてご理解をいただけたと考えており、あわせて、各地区において、測量や調査を行うことをご同意いただいております。

また、県からの合併支援費については、県所管課からも内諾が得られております。

次に、日立市との負担協定等についてですが、本年1月22日付で、道路の建設及び路線認定に係る協議書を締結しております。

続きまして、2点目の財源措置についてのご質問にお答えいたします。

財源については、国の交付金、合併特例債、市の一財となります。また、各費目による最終的な支出内訳としましては、現在の制度上のものを申し上げますと、事業費の約50%が国の交付金、約33%が合併特例債による交付税措置、約12%が県からの合併支援費、残りの約5%が市の一財負担となります。

なお、この一財については、当市で施工を予定している日立市と当市をつなぐトンネル工事につきましては、日立市内区間分に相当する一財支出を日立市で負担することで進めております。

3点目の、四季の丘・機初団地通過の影響課題とその対策についてのご質問と、4点目の地域住民への説明会で出された意見・要望と対応についてのご質問につきましては、関連すると考えられるため、2点あわせて答弁させていただければと思います。

年末の12月26日に実施した世矢地区として、亀作町、真弓町、大森町を対象とした説明会

には５７名の方に、また、１月２９日の高貫町では３２名の方にご出席をいただきましたが、この２地区からの大半の意見は、早く事業を進めてほしい旨でございました。２月２５日に実施しました機初団地説明会では、日立市内に通勤しておられる方からは、通勤時間が短縮されるので早期整備を望むという意見がございました。また、子どもさんが小中学校に通学していると思われる女性の方からは、交通安全対策などの設計をきちんと行い、住民と十分に話し合いを持ってほしいとの意見をいただいております。

市としましては、団地内においても測量調査を実施し、交通安全対策等について十分に検討を行い、住民の皆様への説明とともに、意見調整もしっかりと行っていきたいと考えております。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

〔滑川裕保健福祉部長 登壇〕

○滑川裕保健福祉部長 保健福祉関係の、大きく２点のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、大きなご質問の１点目、生活保護の削減計画の影響のうち１つ目の、子どものいる受給世帯は深刻な影響を受けることについての見解等のご質問でございますが、今回の生活保護基準の見直しにつきましては、厚生労働省の社会保障審議会において、前回の５年前に実施した見直しによる受給世帯の影響を考慮し、一般低所得世帯による消費実態との均衡を図ることとし、５年ごとの生活基準の見直しが本年１０月に行われるものでございます。

なお、前回の見直しの際は、子どものいる受給世帯につきましては、最大１０％以内の減額でございましたが、今回は減額幅を５％以内にとどめるとともに、前回と同様に、３年間をかけ、段階的に減額措置を実施するなど、激変緩和措置が講じられることとなっております。

また、子どもの自立助長を図る観点から、児童養育加算の対象年齢の拡大、入学準備金の増額、及び大学進学時の一時金支給等の扶助費の拡大についても、同時に講じられる予定となっております。

現時点においては、この見直しに伴う生活保護の基準額が示されていないため、受給世帯にかかわる具体的な影響額の試算までには至っておりませんが、今後においては、基準額が示され次第、これらの内容について受給者の方々にご説明をし、引き続き生活保護の適切な実施に努めてまいります。

続きまして、２つ目の、今回の見直しによる就学援助や保育料、障害福祉サービスの利用料など、関連する他制度への影響でございますが、現時点においては、国が示す対応方針である、できる限りその影響が受給世帯に及ばないよう対応することの方針を踏まえ、国との動向を注視し、その情報の収集に努め、知り得る情報の範囲内において、関係部署との連携及び調整を図りながら、見直しの際、適切な対応が可能となるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きなご質問の２点目、がん検診の受給率向上と助成のうち、１つ目のがん検診の受給率向上についてのご質問にお答えをいたします。

現在、本市のがんにかかわる検診につきましては、国及び県の指針に基づき、胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん及び子宮がんの検診に加え、市独自の前立腺がんの検診を、集団により実施しております。

なお、乳がん及び子宮がんの検診につきましては、医療機関による検診も可能としており、6つのがんについて各種の検診を実施しているものでございます。

検診における現在実施する受給率向上対策を申し上げますと、受給に向け、市民の方々への周知といたしましては、保健推進員による各種がん検診の受給に向けた勧奨チラシの各戸配布や、全ての検診にかかわる前年度受診者への個別の勧奨を行っております。さらには、今年度より、未受診の方で子宮がんの検診の対象となる25から40歳までの方々、及び胃がん、大腸がん、肺がん、乳がんの検診対象となる45から65歳までの方々には、それぞれに、5歳刻みの節目において、受診に向け個別の勧奨を始めたところでございます。

また、受診を受けていただく体制の整備として、特定健診と胃がんほか4つのがん検診を同時に受診できるセット健診や、休日に実施する土日健診を実施し、各種事業の改善及び拡充を図り、受診率の向上に努めているところでございます。

さらなる取り組みの拡大といたしましては、本年度実施いたしました各地区ごとの医療費の分析結果に基づき、それぞれの地区に保健師が直接入り、戸別訪問を実施し、その疾病の傾向等をお知らせするとともに、日常における健康管理及び各種検診の必要性を、地区の保健推進員、食生活改善委員とともに、普及の拡大に努めてまいります。

また、30年度においては、健診及び健康への習慣の拡大へのきっかけづくりとして、健康ポイント事業を導入、さらには、健診に新たに追加をしたピロリ菌の有無を判定する胃がんリスク検診のPRに努め、健診の重要性及び健康の大切さについての普及拡大を図ってまいります。

次に、2つ目の検診費用への自己負担に対する助成でございますが、本市における各種がん検診を受けていただく際の自己負担割合といたしましては、平均をいたしますと、昨年までは約26.6%でございましたが、今年度は子宮がん及び乳がんの医療機関検診時の補助額を拡大し、集団検診と同等の自己負担額としたところでございます。その割合は、約21.5%に減額となっております。また、受診の際の助成方法といたしましては、費用の直接的な補助のみではなく、41歳となる方全員への大腸がん検診、女性を対象とした21歳となる方の子宮がん検診及び41歳となる方の乳がん検診について、県の補助の活用による無料クーポン券を配付しております。さらには、市独自事業として、41歳となる方全員への胃がん及び肺がん検診について無料クーポン券を配付し、受診時の自己負担軽減と周知に努めているところでございます。

今後につきましても、各種がんの予防施策に積極的に取り組んでまいります。やはり、基本的にはがんを早期に発見できた、がんにならなくてよかったという意識付けが最も大切であり、受診により、住民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという観点から、健康に結び付く各種施策を総合的に推進してまいります。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

〔西野千里市民生活部長 登壇〕

○西野千里市民生活部長 太陽光発電施設の適正度についての3点のご質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の太陽光発電施設の設置状況について、及び2点目の農地転用の状況につきま

しては、関連がございますので、合わせてお答えをさせていただきます。

本市では、太陽光発電施設の設置につきましては、平成28年10月に施行されました、茨城県の太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドラインに基づいた対応を行っているところでございます。県のガイドラインでは、発電規模が50キロワット以上の施設につきましては、事業者に対しまして、事業の計画段階で市町村への事業概要書の提出を求めているとして、ガイドライン策定後の平成28年10月から本年2月までに本市に提出されました事業概要書は7件でありまして、農地への設置が5件、山林への設置が1件、そしてゴルフ場跡地への設置が1件となっております。

また、農地を利用して太陽光発電施設を設置する場合には、「農地法」の規定に基づきまして、農業委員会において農地転用の手続が必要になってまいります。

県のガイドライン制定後におきましては、前段で申し上げました事業概要書の提出案件以外に42件の農地転用の許可申請が提出されておりますが、これらは全て50キロワット未満の施設でございます。

なお、宅地や山林、雑種地等、農地以外への50キロワット未満の施設の設置につきましては、事業者等から協議相談があった場合には、周辺への影響に配慮するとともに、関係する法令を遵守し、適正に施工するよう指導しておるところでございますが、施設設置に係る全ての情報が市に入るわけではございませんので、その実質につきましては把握をいたしてございません。

3点目の、市の条例制定についてでございますが、議員のご発言にございましたように、平成28年第1回市議会定例会におきまして、大規模な太陽光発電計画について事前協議を行うことを市の環境基本条例に設置してはどうか、また、市のガイドラインを策定することを検討してはどうかというご提案をいただいたところでございまして、環境条例への追加につきましては、条例の趣旨を照らし合わせながら、可能かどうか検討してまいりたい旨、また、ガイドラインにつきましては、県の策定状況を見ながら検討してまいりたい旨、ご答弁をさせていただきました。

近年、再生可能エネルギーといたしまして、太陽光発電施設の設置が全国的に拡大する一方で、太陽光発電施設の設置による土砂崩れなどの災害の発生や、法令違反による開発、さらには騒音や排水対策などで、地域住民と事業者の間でトラブルになる事案などが見受けられますとともに、およそ20年とされます施設稼働期間終了後の撤去、廃止処分が適正に行われるのかなどにつきまして、不安視されている状況にございます。

そのため、市町村が独自で条例等を制定する動きが進んできておりまして、現在までに、県内で8市において、太陽光発電施設の設置・管理の適正化についての条例を制定しております。

他市におきましては、太陽光発電施設の不適切な設置や住民の反対運動などが契機となりまして、条例を制定した経過もあると伺っておりますことから、当市におきましては、今後そうした事案が発生する前に、茨城県のガイドラインの内容を基本としながら、当市の状況に即した条例制定の必要性が高まっているものと考えまして、平成30年度中に再生可能エネルギーの適正な設置・管理に関する条例、まだ仮称の段階でございますが、その制定を目指しているところでございます。

条例制定に当たりましては、市内における太陽光発電施設の設置計画を適切に把握いたしますとともに、周辺住民との合意形成や法令に基づいた適切な施工が行われますよう、指導・助言を行うことはもちろんのこと、事業廃止後の適切な処分や、そのための資金確保などにつきましても、本市の考え方を盛り込むことといたしまして、市内における太陽光発電施設の設置、維持管理及び撤去処分等が適正に行われ、市民の安全と安心が確保できますよう、努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 「主要農作物種子法」廃止の影響についてのご質問にお答えいたします。

初めに、「主要農作物種子法」の廃止の背景でございますが、国では、多様なニーズに対応するため、これまでの都道府県による稲、麦類、大豆の主要農作物や奨励品種の種子開発、供給体制を生かしつつ、民間企業のノウハウを活用した連携により、種子を開発、生産、供給することが必要であることからとしておりまして、今年の4月1日から施行となるものでございます。

ご質問の、「主要農作物種子法」の廃止による本市農業への影響について、及び良質で低廉な種子の提供を継続するための対策についてでございますが、法の廃止に伴い、国では新たに、都道府県が主要農作物の種子生産にかかわっていく上で、奨励品種の決定、主要農作物種子計画の策定、指定種子生産ほ場の指定などを盛り込んだガイドラインを定め、それを受け、茨城県におきましては、その要領を策定し、従来どおり、県主要農作物としての稲、麦類、大豆、また奨励品種としてのソバ、落花生、カンショの種子生産及び供給を実施することから、県では、当面は種子法廃止による影響はないのではないかと考えておりますが、現時点では、実際に施行されてからの状況を注視していく必要があるものと考えてございます。

また、本市農業の持続的な振興が図られるよう、今後とも、種子の良質で安定した生産量、適正な価格での提供が非常に重要であると認識しておりまして、JA等関連機関と連携し、県へ要望してまいります。

○益子慎哉議長 宇野議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） それでは、2回目の質問に入ります。

最初に、東海第二原発について、新安全協定締結について、市長から3点についてご答弁をいただきました。

少し聞き漏らしてしまいましたので、2点目について、もう一度ご答弁いただければと思います。この事前了解権、権利ですけれども、これは工事着工前の権利なのか、着工後の、着工後と言ったら、もう再稼働を目の前にした直前の権利になりますけれども、これはどちらなのか、その点について伺いたいと思います。

○益子慎哉議長 市長。

○大久保太一市長 原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、そして変更する場合に、事前になされる説明に対して、その事前協議のときに行使する権限が事前了解権

ということになります。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） そうしますと、第5条にあります、原発の新設、増設にかかわるところですけれども、そうすると工事前、着工前にということに、市長のご答弁ではこのように理解すればよろしいのでしょうか。

○益子慎哉議長 市長。

○大久保太一市長 そのとおりです。

○20番（宇野隆子議員） はい、わかりました。ありがとうございます。

今朝の茨城新聞を見ましたら、日立市での広域避難計画策定の延期ということを出ていまして、なぜ延期したかといいますと、給油場所の確保、風向きを考慮した別の避難場所の必要性など、住民から不満や疑問などが出された。やはり、これらをよく調査して具体化するために延期の方針を決めた。そういうことで、やはり住民の声をしっかりと聞く、これは非常に大事なことでと思うんです。そういう意味では、3点目の安全協定においては、全く今もって非公開ということになっておりますけれども、ぜひこれは公開できるように、全部済んでからの公開ではなくて、やはり住民の声に十分耳を傾けてほしいということで、ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

2番目に、日立笠間線（真弓トンネル）について伺いたいと思います。

先ほど、財源の内訳などについてご答弁をいただいたわけですが、これは合併特例債の事業として行っていくと。そこで、県の合併支援費とか国からの交付金、そうした3つのことを合わせると、事業費の95%が充足されると。あとの5%が市の一般財源ということになりますけれども、そうすると、私、ちょっとわからないんですが、普通、合併特例債の場合には、1つの事業を行うときに、95%の充足率ということで、その普通交付金で70%は見ますよ。そうすると、70%見るということですから、95%のうちの5%、それと25%で、要するに70%は市が借金をするということになるわけですね。普通交付税で見るということですから。

ということで、例えば、今、総事業費として100億と上がっていますが、100億の場合に、その合併特例債の活用ということで見れば、国の交付税措置が95%、いろいろな支援費が入って95%、一般財源で5%という、95億が交付税措置等で、あとの5%といたら5億円になるわけですが、これが一般財源ということになるわけですか。それとも、合併に伴う事業、先ほども言いました、充足率95%、元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるということで、これは一応、地方債ということになるわけですね。そうすると、30%は借金ということになるのか、財源はどちらなのか、非常に心配するわけです。

そこについてご説明していただきたいと思うんですが。

○益子慎哉議長 建設部長。

○真中剛建設部長 財源措置についてご回答させていただきます。

今回は、県から合併支援費ということで認定を受けるということでございますので、国の交付金と、あと合併特例債による交付税措置、それを除いたのが、通常、市の負担となる訳でござい

ますが、今回、県から合併支援費を認定されるということで、市の最終負担の7割を合併支援費として県からさらに負担をいただくということですので、諸制度を計算しますと、最終的に市の一財負担分が5%ということになるということでございます。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） そうすると、例えば、事業費100億としますと、95億で、その残り5%ですから5億円ですよ。これが市の一般財源からということになるわけですか。

○益子慎哉議長 建設部長。

○真中剛建設部長 基本的にはそうでございますが、先ほど補足事項で申し上げましたように、本市と日立市をまたぐトンネル工事につきましては、日立市区間内のものにつきましては、一財相当分は日立市で進めてございますので、その分は日立市から負担をいただくということで進めております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） そうすると、5億円のうち日立市分があるということですよ。

○益子慎哉議長 建設部長。

○真中剛建設部長 はい、そうでございます。

○20番（宇野隆子議員） はい、わかりました。

○益子慎哉議長 宇野議員、質問するときは挙手をお願いします。

○20番（宇野隆子議員） はい。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 先ほど、機初団地のさまざまな声といいますか、こういうところに不安を感じているとか、1つは騒音、それから通学路でもあると。先ほども申しましたように、12メートルという、幅員が狭いというようなこと、そういったことで上げました。

それで、もう一つは、平成4年から不動産での販売が始まっていますが、その後に、その団地の中に県道が走るよと、日立笠間線の計画ですね、そういったところで、団地の中に県道ができると。これでは話が違うんじゃないかという、ここが住民の方々の一番の違うよという不満だったわけですね。環境が壊されるとか。

当初、県のほうに見直しの要望が出されていたわけですが、この点について、幅員というのは難しいですけども、それでも道幅7メートルのところ、上りで大型バス、下りで大型車といったときに、それでまた通学時間ということになると、中学生も小学生も、あそこは瑞竜中、そして機初小と、通学に歩道はなってますけれども、そういった面でも、交通安全というのは、先ほど女性の方からも、非常に心配して、通学路の問題ではきちんと安全を確保してほしいと。

そういうところでは、調査をしながらやりますということでお答えしておりますということでしたが、もう一度、その辺のところをしっかりと答えていくのかどうか。調査をするということですけども、測量調査をしていくということなんですけれども、その点についてもう一度確認したいと思います。責任を持って、そういうことで答えていくのかどうかですね。

○益子慎哉議長 建設部長。

○真中剛建設部長 ご指摘の道路につきましては、幅員は12メートルということで基本でございますが、団地内の幅員は12メートル様でなくて、若干広い区間もございますので、その点も含めまして、測量調査をしっかりと行い、交通安全対策をしっかりと検討して、住民の皆様にご提示して、意見調整もしっかりやっていくということで、答弁させていただきました。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） 住民の理解を得られるような対策を丁寧に行ってほしいということを要望したいと思います。

生活保護の削減計画の影響についてですけれども、関係部と調整しながら、適切な対応を図られるように努めていきたいということです。やはり、2013年度は10%の削減、5年後の2018年度は5%と言いましても、その5%でも、金額にしたら、生活保護世帯、低所得者世帯は非常に大きいわけです。

そこで削減されると、今まで受け取ってきた人が今度は対象にならないということもありますので、そういった部分の調整をしっかりとやってほしいと思います。

がん検診についてですけれども、先ほども私が申しましたように、健康づくり推進課ではいろいろやられております。今度新たに健康ポイント制度を入れるとか、医療機関での子宮がん、乳がん等々は、集団検診でやるのと負担は同じようにしていくということで、私は十分そういう面では評価しているんですけれども、こういうことをやっていながら、やはり受診率が上がらないというのは、無料で行っている自治体、近いところでは東海村を出しましたけれども、やはり無料にしているところは、埼玉県の新座市など挙げましたけれども、受診率がはっきりとわかるわけですね。有料でしていて、次に無料化したといったら、そこが2倍も受診率が上がっている。

常陸太田市でも十分いろいろな手だてをとってきましたけれども、なかなか50%を超えない、そういうところでは、一度、全部とは言いませんけれども、大腸がん検診にしても肺がんのCTなどもありますけれども、どれか1つ無料にしてみたらどうかと。本当に他市のように受診率が上がるのかどうか、私はそのぐらいのことをやるべきではないかと。

当然受診をすれば市民の健康にもつながっていくわけですし、医療費の削減にもつながっていくと思いますけれども、やはり市民の皆さんに受けていただくということが大事なので、無料にしてみるという考えはいかがですか。ご答弁をお願いします。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

○滑川裕保健福祉部長 お答えいたします。

各種がん検診につきましては、限られた財源を活用して、各種がんに対応した多様な検査、かつ、新たな検査等を積極的に取り入れながら、効果的に行おうとしているものでございます。

一定の負担をいただくことによりまして、より多くの市民の皆様方が、広く検査を受けていただくことが重要であるものと考えておりますので、今後につきましても、一定の負担をいただく制度として実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） がん検診の助成を求めたいと思います。

5番目の太陽光発電施設の適正導入については、30年度に条例を策定するというご答弁をいただきました。ありがとうございます。

それで、常陸太田市の条例になるわけですが、県は50キロワット以上ということですが、本市に合った条例を、今着々と進められているわけで、これは、太田の場合には何キロワットからにしていくのかどうかということで、1点伺いたいと思います。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

○西野千里市民生活部長 実際に条例の対象とする規模でございますけれども、県のガイドラインは50キロワット以上ということでございますが、当市におきましては、50キロ未満につきましても、地域住民の皆さんの環境に影響を与えるような問題については把握をしてみたいと考えております。

ただ、どの程度の規模にするかというのは、当然10キロ未満は家庭用、10キロ以上が事業用という、1つの大きな考え方がありますが、どの程度の規模にしていくのかということについては検討をしてみたいと思っております。

○益子慎哉議長 宇野議員。

○20番（宇野隆子議員） よろしく願いいたします。

それから、もう1点伺います。この県のガイドラインができる前、50キロワット以上の施設が本市にもあるわけなんですけれども、私も相談を受けましたが、騒音とかですね……。

○益子慎哉議長 終了1分前です。

○20番（宇野隆子議員） はい。

騒音とかあるわけなんですけれども、そういった県のガイドライン前にできた施設、何施設かあると思うんですが、これらについても、やはり適切に稼働しているかどうか、調査などをしていってほしいと。必要があれば指導・援助も求めたいと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○益子慎哉議長 市民生活部長。

○西野千里市民生活部長 既に設置をされている施設につきましてでございますけれども、既に大雨後の状況とか、現地を調査したりということで、担当のほうで周辺に影響がないかどうかの調査をしたりということは実施しておりますし、引き続き、やはり適切に管理できているかどうかについては、定期的に巡回をし、適正な管理をされていくように指導をしてみたいと考えております。

○20番（宇野隆子議員） ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○益子慎哉議長 次、7番深谷渉議員の発言を許します。7番深谷渉議員。

〔7番 深谷渉議員 登壇〕

○7番（深谷渉議員） 公明党の深谷渉でございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、本市のSDGsの推進について伺います。

SDGsとは、持続できるというSustainableのS、開発というDevelopmentのD、目標であるGoalの複数形GoalsのGsの略称になります。

これは、2015年9月に国連サミットで採択された、持続可能な開発のための2030アジェンダの中心部分をなすもので、国連全加盟の193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標であります。

本アジェンダは、日本政府が長年国連で提唱してきた人間の安全保障を反映した、誰一人取り残さないという概念を根底に据え、国境を越えたさまざまな脅威から人々を守り、これからも地球に住み続けられるように開発・発展していくためには何をなすべきか、17の共通項目を挙げ、さらに169のターゲットが決められております。

17の目標は、1、貧困をなくそう、2、飢餓をゼロに、3、全ての人に健康と福祉を、4、質の高い教育をみんなに、5、パートナーシップで目標を達成しようの17までと、多岐にわたっております。

公明党は、SDGsとは、決して国際協力の枠にとどめるものではなく、国全体の政策に横串を刺し、政策の底流とすべきと考えて、政府に強い要請を重ねた結果、2016年5月に、安倍総理を本部長とするSDGs推進本部が設置されました。また、平成30年度の国の予算にも、自治体SDGsのモデル事業が盛り込まれております。

政府の実施指針では、SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取り組みを推進することが不可欠、この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDGsの要素を最大限反映することを奨励するとしております。

本市として、現在SDGsにどのような認識をお持ちなのか伺います。また、本市の総合基本計画等の改定作業に際し、SDGsの理念を反映させていくことへのご所見をお伺いいたします。

次に、常陸太田市公共施設等総合管理計画について伺いをいたします。

初めに、社会教育系施設の図書館についてでございます。

平成29年度から40年間の計画期間で、常陸太田市公共施設等総合管理計画がスタートいたしました。初年度は、市民説明会、公共施設等の所管課へのヒアリングなどが行われたと聞いております。

今回の質問では、公共施設の中で、社会教育系の施設である図書館について伺いをいたします。

最初に、図書館本館以外に3つの分室がありますが、その利用状況をお伺いいたします。

当該総合管理計画において、短期・中期・長期の実施方針が示され、図書館においても短期3年以内の実施計画では次の2点が示されております。1点目が、本館各分室について、県内の図書館ネットワークを活用したサービス向上により、積極的な利用促進を図る。2点目が、各分室について、周辺施設の未利用スペースの機能移転等を含め、今後のあり方について検討実施するであります。

総合管理計画の中で、現在の取り組み状況と計画についてお伺いをいたします。

次に、公共施設等の総量適正化から見た本市の図書館分室についてでございます。

東洋大学の根本祐二教授によれば、人口減少時代の公共施設等総合管理計画策定のための標準的なモデルの提案として、インフラ、老朽化による更新、投資予算の不足の状況を踏まえ、標準モデルの考え方として5種類のモデルを示しております。1つ目が、利用者の範囲が広い施設を複数の自治体で共有する広域化。2つ目が、民営化、民間施設利用。地域移管などのソフト化。3つ目が、学校統合、その他類似機能の統廃合をする集約化。4つ目が、学校と地域で同じ機能を持つ施設を共用する共用化。5つ目が、必要な機能だけを学校等に移転する多機能化でございます。

平成29年の事務に関する説明書の数字から見ると、水府、里美、金砂郷の3分室、特に水府、里美の利用状況から考えられれば、先ほどのモデルである第4番目の共用化、つまり中学校の図書館と分室の共用化についてであります。このご所見をお伺いいたします。

3つ目に、林業についてお伺いいたします。

林業の現状についてでございますけれども、森林は、土砂災害の防止や洪水、渇水、地球温暖化の防止、木材の供給、生物多様性の維持など、多面的な機能を持っております。しかし、現況では手入れがゆきとどいておらず、その機能が十分に働いておりません。そこに求められるのは、森林の成長産業化、森林資源の有効活用と計画的な再造営であります。

国内の木材自給率は、2002年に19%まで落ち込んだものの、2016年に35%に回復を見せております。

そこで、現在の林業の現状についてお伺いをいたします。

1として、産出額と木材価格などの推移についてお伺いをいたします。

2として、本市の林家数と本市の山林に占める林家の所有面積についてお伺いをいたします。

次に、自伐型林業による人材の育成・確保についてお伺いをいたします。

林野庁の調査によれば、市町村の8割が管内の人工林は手入れ不足と回答しております。実際、所有者の森林経営に対する意欲は低く、農林水産省の調査によると、意欲が高いと答えた割合はわずか16%、高齢化や担い手の不足によって、伐採が進まず山林が荒廃しているのが現状です。

そこで、本市の現在の人材確保の対策をどのように行っているのか、お伺いをいたします。

山林の所有者や地域住民が、木の切り出しや搬出、販売までを自ら手がける林業は、自伐型林業と呼ばれます。森林組合や企業による大規模林業と比べて費用をかけずに始められることから、荒れた山や森を再生させる選択肢の1つとして期待されております。

日本の林業は、効率化を目指す観点から、山林所有者が森林組合や企業に委託し、大型機械を投入して行う大規模林業が主流です。その反面、木材価格の低迷などの影響で、小規模の山林では採算がとれないため、管理がゆきとどかず、荒廃するところも多く出ております。

一方自伐型は、所有者や住民が身の丈に合った規模で営む林業を目指すものです。山林崩壊となる皆伐を行わないので、環境保全の林業となり、大規模林業に比べると低コストで済む上、農業や観光業の閑散期に行えば、副収入が得られる魅力もあります。

こうした利点を持つ自伐型林業を、森の荒廃を防ぐ手段として捉える自治体が増えており、群馬県のみなかみ町は、2016年度から自伐型林業の研修会を開催し、研修を受けた住民の有志で作る自伐型林業チーム、リンカーズを結成され、各地で山の手入れも試みております。

本市としても、林業の人材確保と森林の荒廃を防ぐ観点から、この自伐型林業の人材育成を試みていくべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

4点目の、子どもの医療費助成について伺います。

国が科してきた罰則廃止についてお伺いいたします。

自治体が独自に行う子ども医療費の助成に対し、政府が科してきた罰則、ペナルティーが、2018年度から一部廃止されます。罰則は、自治体の独自助成で、受診が増え医療費の増大を招くとして、国民健康保険の国庫負担を減額調整する措置でございます。

公明党は、山口代表が2015年2月に本会議でペナルティーは見直すべきと訴え、同年3月には、党内に子どもの医療費等検討小委員会を設置し、活発に議論し、自治体や地方議員の意見を踏まえて、見直しを政府に強く働きかけてまいりました。

厚生労働省は、検討会を設置し、制度見直しに着手し、2016年3月には、減額調整措置を早急に見直すべきとの見解をまとめ、同年6月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランに、見直しを含め検討し、年末までに結論を得ると明記いたしました。

そこで、2018年度から廃止される罰則について、具体的なお教示をお願いいたします。

見直し内容の具体化に向けた議論でも、罰則廃止で生じた財源を、子育てに無関係な事業ではなく、少子化対策の拡充に活用するよう求めてまいりました。

本市の過去の実績から算出して、今回の罰則廃止の部分の減額調整措置額をお示しいただき、それをどのように活用していくべきと考えているのか、ご所見を伺います。

以上で私の1回目の質問を終わりにします。ご答弁よろしくお願いいたします。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 SDGsについてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、SDGsにどのような認識を持っているかのご質問でございますが、SDGsは、持続可能な世界を実現いたしますために、2015年9月の国連サミットにおきまして採択されました、2030年を期限とする17の目標と169のターゲットからなる世界共通の目標でありまして、各自治体においても、積極的に推進していくことが重要であると認識をしております。

また、その目標やターゲットにつきましては、雇用の創出、産業振興、環境保全等、既に本市の総合計画や総合戦略等で掲げました目標と合致をしているものも多数ございます。持続可能なまちづくりを目指した本市の目標は、世界的にも共通しているものであると、改めて認識をしているところでございます。

さらには、政府が平成28年12月に策定いたしました持続可能な開発目標実施指針に盛り込まれている140の施策を見ましても、働く機会の創出、産業振興、市民の健康と福祉の増進な

ど、その多くが本市の総合計画や総合戦略に掲げます施策と趣旨を同じくするものでありますので、本市における計画の着実な推進が、SDGsの取り組みを進めていくことにつながるものと考えております。

続いて、本市の総合計画等の改定作業の際に、SDGsの理念を反映させていくことへの所見についてでございますが、政府が策定をしました持続可能な開発目標実施指針の中で、各自治体の計画策定や改定の際には、SDGsの理念を最大限反映させることが奨励されております。本市といたしましても、計画の効果検証、現状分析を行いまして、今後においても、この理念を取り入れながら、実効性のある計画策定に努めてまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 常陸太田市公共施設等総合管理計画の質問のうち、まず、社会教育系施設図書館について、図書館分室の利用状況についてお答えいたします。

本市には、金砂郷、水府、里美地区に、それぞれ図書館の分室がございますが、平成29年、歴年での書籍を初め、映像資料等の利用状況について、金砂郷分室は貸出人数4,570人、貸出数1万9,824冊、水府分室は貸出人数1,157人、貸出数3,403冊、里美分室は貸出人数63人、貸出数180冊でございました。1年の開館日が297日でありましたので、1日平均の利用人数は、金砂郷分室では15.4人、水府分室では3.9人、里美分室では0.2人となり、水府分室と里美分室での利用が少ない状況でございます。

続いて、常陸太田市公共施設等総合管理計画のうち、図書館分室の短期3年以内の現在の計画についてお答えいたします。

計画の初年度となる本年度につきましては、まず、図書館分室のあり方について、図書館の利用者の方々に対しアンケートを実施いたしました。その結果を見ますと、現在は、地元の分室と本館を利用している方が多く、いずれの分室も今までどおり存続を望む声が多く寄せられております。

今後引き続き、ニーズに合った本をそろえたり、新刊本のPRをしたり、読み聞かせやビデオライブラリー、リサイクルブックフェア、読書感想画展などを行うなど、図書館活動等を充実させ、分室の利用者拡大に努めるとともに、市民の皆さんのニーズを的確に捉え、1つ目に、本館を初め県内の図書館ネットワークを活用したサービスの向上、2つ目に、周辺施設の未利用スペースへの機能移転等の観点から、分室の望ましいあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、図書館分室の学校図書室との共用についてお答えいたします。

「学校図書館法」第3条には、学校には学校図書館を設けなければならないと規定されております。また、「学校図書館法」第4条第2項では、学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができると規定されております。つまり、児童生徒や教職員が学校図書館を利用しようとしたとき、一般の方々の利用によって、それが妨げられることのないよう、児童生徒及び教職員の優先的な利用を担保する施設整備及び運用が行われることが必要となり、学校図書館を一般の方々が利活用するには、一定の制限がかかることにな

ります。

これまでの、学校の図書館を一般に開放している先行事例を見ますと、放課後や休日に限定しているところが多いようです。

また、学校は何より児童生徒及び教職員の安全確保を第一と考えなければなりませんので、不特定多数の方が学校図書館に出入りするとなると、セキュリティについても十分確保することが求められます。加えて、一般の方々の学校図書館への利活用や、新築等により共用スペースを設ける場合には、事前に、地域の方々との十分な合意形成を図っていく必要がございます。

したがって、水府分室につきましては、新築する水府小中学校の中に共用図書館を設けるより、利便性の観点からも、施設の整っている現在の分室を充実させていくことが好ましいと考えます。

一方、部屋が狭く、本棚を設置するスペースや閲覧場所等が十分確保できていない里美分室につきましては、現在の里美小・中学校の学校図書館を利用することになると、一般の方々が利用する時間等の制限がされてしまうなどの課題等も生じますことから、今後、地域の方々の意見等を踏まえながら、周辺施設の未利用スペースへの機能移転等を含め、検討してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 農政部長。

〔武藤範幸農政部長 登壇〕

○武藤範幸農政部長 林業についてのご質問にお答えいたします。

まず、林業の現状についての中の、林業産出額と木材価格の推移についてでございますが、産出額は、農林水産省の統計による県内の産出額といたしまして、平成25年度が46億7,000万円、平成26年度が61億5,000万円、平成27年度が40億9,000万円と推移してございます。木材価格は立方メートル単位での売買が基本でございますが、茨城県森林組合連合会大宮共販所における柱材で、長さが3メートル、直径約22センチメートルの丸太材の1立方メートル、これは約9本分となりますが、その平均価格といたしましては、スギ材が、平成28年度が1万1,800円、この10年間はおおむね1万円前後で推移してございます。また、同規格のヒノキ材は、平成28年度が1万4,800円で、この10年間は1万5,000円前後で推移してございます。

次に、本市の林家数と本市の山林に占めるその所有面積についてでございますが、平成27年度の農林業センサスでは、市内の林野面積は2万4,759ヘクタールでございまして、そのうち1ヘクタール以上の山林を保有している林家は1,276戸、その林家が所有している所有面積は6,727ヘクタールで、市内の林野面積の約27%となっております。

次に、自伐型林業による人材育成・確保についての中の、現在の人材確保対策についてお答えいたします。

まず、市におきましては、地域おこし協力隊制度を活用し、現在1名が、常陸太田市森林組合において、技術習得や伐採などの実践を含めた林業の研修を受けているところでございます。また、市森林組合などにおきましては、国の「緑の雇用」現場技能者育成推進事業を活用した雇用

や、各種研修会の実施、また、森林施業プランナーの育成のための研修会への参加など、人材の育成・確保を図っているところをごさいます、今後とも、連携した取り組みを進めてまいります。

次に、自伐型林業の研修会の実施による人材の育成と確保についてお答えいたします。

まず、現在、本市における林業施業は、先ほどの市森林組合やいばらき森林サービス、また、堀江林業などの4つの認定事業体が主となり、人材育成を含めた林業の振興を図っているところをごさいます、今後とも、これらの認定事業体が主となるものと考えてございます。

ご質問の自伐型林業は、大きな重機などを使わず、山林所有者や地域住民などで組織する団体などが行う、小規模で低投資、低コストによる森林整備であると認識してございます、今後の研究課題とさせていただきます。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

〔滑川裕保健福祉部長 登壇〕

○滑川裕保健福祉部長 保健福祉関係の、子どもの医療費助成における、国が科してきた罰則の廃止についての2つのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、平成30年度から廃止となる内容でございますが、現在、県及び市が実施する、妊産婦及びゼロから18歳まで等に対する医療費助成を実施することにより、国民健康保険制度においては、国から交付される療養の給付にかかわる療養給付費等負担金及び調整交付金について、減額の措置がなされるものでございます。

この措置につきましては、国民健康保険調整交付金の交付額の算定に関する省令等が公布され、平成30年度からは未就学児までを対象とする医療費助成分に係る減額の調整措置が廃止されるものでございます。

続きまして、2つ目の、国の減額調整措置の廃止による財源でございますが、平成28年度実績により算出される額といたしましては、約150万円となるものでございます。この調整措置の廃止による財源の活用でございますが、本市においては、第6次総合計画において、子育て上手その先へ、さらなる魅力の創造を掲げ、少子化・人口減少対策を最優先課題として、各施策を推進しているところでございます。

平成30年度においても新たな事業に取り組むこととしており、その一例を申し上げますと、産後2週間健診費用の助成、保育料におけるゼロから2歳児にかかわる非課税世帯の無料化、及び嘱託保育士の賃金の改正などを実施することとしております。

今後につきましても、総合計画の具現化に向け、関係各課と連携し、積極的に子育て施策の展開に努め、有効に活用してまいりたいと考えております。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

〔7番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○7番（深谷渉議員） ただいまご答弁、大変ありがとうございました。それでは再質問させていただきます。

最初に、SDGsの推進についてでございます。

政府のSDGs推進円卓会議に参加しているNPO法人自立生活サポートセンター・もやいの大西理事長が、SDGsの達成に向けた具体的な政策目標を作るというアプローチで臨むべきだとして、課題を具体的に述べております。

なかなかわかりづらいので具体例を申しますと、例えば、大学を含めて全ての学費を今すぐ無料にすることは難しい。しかし、将来的に目指そうという目標のもとであれば、貧困家庭の子が進学できるように支援するとか、今は予算の制約から優先順位を付けるが、いずれは誰もが行けるようにするという道筋をはっきり示すことだというような考え方がSDGsなんだということでございます。

ですから、何がSDGsなのか、それをしっかりと今後共有しながら、対策していく必要があるのかなと思っております。

参考までに、昨年12月26日に、SDGsの達成に向けてすぐれた取り組みを行う企業・団体等の表彰をするジャパンSDGsアワードがありました。これには282の企業・団体が応募いたしまして、SDGs推進本部長表彰になったのが、自治体として北海道の下川町でございました。そしてまた、江東区立の八名川小学校が特別賞、また、福岡県の北九州市が特別賞になっております。

そういうことで、この17の目標と169のターゲットを念頭に置きながら、本市の総合基本計画等の施策の推進に当たり、目標に向かって段階的に進めていただくことを望むものでございます。

続きまして、常陸太田市公共施設等総合管理計画について伺いをいたします。

まず最初に、これを質問に当たって、私もいろいろ調整に当たって、ちょっとちぐはぐしていた部分なんですけれども、常陸太田市公共施設等総合管理計画の中では、金砂郷・水府・里美は、図書館「分館」となっているんですね。ただ、事務に関する報告等、今回いただいた分を見ますと、「分室」となっておりまして、庁内で統一はされていないのかなという気がいたしまして、その辺の統一等のご所見を伺いたいと思います。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 各分室の名称及び位置につきましては、常陸太田市立図書館に関する条例施行規則第2条の規定により定められておりまして、「分室」が正しく、「分館」の表記は誤植でございますので、今後、このようなことがないようにしてまいりたいと思います。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） 混乱が生じないように、しっかりとよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、分室ということで統一して話させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

利用状況を先ほどお伺ひしまして、本当に、水府、里美の分室というのは、床面積、当然蔵書数が少ないということもありまして、1日平均の利用者が水府が3.9人、里美に至っては0.2人という極端に低いことがわかります。

アンケート結果も示されておりますけれども、当然、利用される方のアンケートなので、そのまま存続してほしいというのが当然の結果だと思うんですけれども、今後、利用拡大に当たって

の答弁がございました。図書館のネットワークサービスの向上等ございましたけれども、現在の利用状況、そしてまた、このサービスで本の貸し出しをお願いすると、どのくらいの時間で手元に届くのか、その辺の詳細なことをちょっとお聞きしたいんで、よろしく願いいたします。

○益子慎哉議長 教育長。

○中原一博教育長 まず、県内の図書館ネットワークサービスの利用についてお答えいたします。

図書館利用者は、必要な書籍等について、インターネット等を活用して、県立図書館を初め常陸太田市市外の市町村立図書館から書籍等を借りることができます。

その際の手続につきましては、本市の図書館が行うこととなりまして、平成28年度の図書館ネットワークサービスについての利用状況でございますが、常陸太田市からの貸出件数は294冊、他の図書館からの借り受け件数は594冊でありました。あわせて、取り寄せて手元に来るまでの日数につきましては、県立図書館で、最短で1週間、ほかの市町村立図書館からでは約2週間となっております。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ありがとうございます。

図書館ネットワークサービスは年間で1,000冊を切っているという状況でございます。やはり、一番、ネットワークサービスはかなり有効なのかなと私自身思いますので、しっかりと利用促進を図っていただきたいと思います。

ただ、県立図書館で1週間、その他の図書館に頼んだら2週間というのは、結構、今すぐに読みたいのにといい感じで、なかなかその期間というのは待ち切れないなという気がいたします。ネットワークですから時間等がかかりますけれども、全県の問題として、本市の要望も県の問題として、していただきたいと思います。

続きまして、公共施設等の総量適正化から見た本市の図書館分室でございますけれども、先ほど、法制度上は公有目的以外の利用を妨げる規定は存在しないということでありますので、児童生徒と地域の大人の混在による、お互いのデメリットが大きいということだと思います。

児童生徒の安全性確保というのは、やはり最も大切な問題であることは、十分承知をしておるところであります。そこには、どうしても利用する時間を分けるタイムシェアの導入が必要になってきますし、ハード面の対策も必要になってくるのも理解しております。

しかし、これらの問題をクリアして、下関市の豊かな北と書いて豊北中学校など、共用を実現している学校もございます。こういった学校を参考にしながら、今後検討してもらいたいと思っております。

地域の大人側に、利用時間に制約がかかるなどの効果の減退はありますけれども、同一施設に重複の投資ができないことを前提とするならば、そもそも施設がないわけでございますから、ない状態に比べれば、制約があっても機能が維持されるほうがベターなのかなと私は考えております。

ご答弁のように、本市の考えとして、各地区に単独の機能としての分室を置く方針であると理解をいたしました。里美分室は、移転を含め何らかの対策が必要と考えられているようでござい

ますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

若干、質問の趣旨が、公共施設等総合管理計画の方向性から違ってしまったのかなと、今反省をしておりますけれども、市民福祉の充実のために取り組んでいただきたいなと思っております。

次に、林業について伺いをいたします。

初めに、人材確保の部分なんですけれども、人材確保の中で、「緑の雇用」現場技能者育成推進事業により具体的に何人の雇用が図られてきたのか。また、この推進事業の内容を説明していただければと思います。

○益子慎哉議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 お答えいたします。

「緑の雇用」現場技能者育成推進事業でございますが、この３年間で１４人の方が新規に就業しているところでございます。

また、この事業の内容でございますが、林業の新規就業者の確保・育成からキャリアアップまでの、３年間の研修などを通じて、林業事業体を支援する制度でございまして、内容といたしましては、新規就業者を雇用し、実地研修などの研修費用として１人当たり月９万円を、林業事業体に国が助成するものでございます。

以上でございます。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○７番（深谷渉議員） ありがとうございます。

国の事業としてということで、窓口は県ということで理解をしております。

その後に、今後大切になるであろう森林施業プランナーの育成等ありましたが、プランナーの仕事内容と、本市ではこのプランナーの方は何人認定されているのか、その辺を具体的にお願いいたします。

○益子慎哉議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 ただいまの森林施業プランナーでございますが、この方々の業務といたしましては、森林所有者に対しまして、間伐などや森林施業計画の提案を行うプランナーのことでございまして、森林施業プランナー協会から認定を受けるという方でございます。

現在、本市におきましては、市の森林組合に３名、堀江林業に１名、計４名がおります。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○７番（深谷渉議員） ありがとうございます。

今後、森林の対策において、非常に有効な森林施業プランナーの方の確保、またその人材の確保というのは非常に重要になってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

自伐型の林業に関してでございますけれども、高知県の佐川町も、自伐型林業を若者の定住や雇用創出に生かそうとしております。この佐川町は、自伐型林業に携わる地域おこし協力隊、これは２０１４年からこれまで１９人を採用して、任期満了者のうち現在２名が町内で自伐型林業家として定住しているそうでございます。

また、この自伐型林業で一番大切なのが、ここの佐川町で実施していることなんですけれども、

自伐型林業で利益が得やすいように、ある程度まとまった山林を活用できる仕組みを導入しているということでございます。具体的には、佐川町が複数の山林所有者と20年間の契約を結んで、60ヘクタールの山林を確保して、そこで森林管理や伐採をして、自伐型林業を行う人に委託し、木材の売り上げの10%を所有者に還元するというところでございます。そういった形で、この自伐型林業の人材を確保、また育成しているという例でございます。

本市でも、この人材確保の観点から、ぜひとも導入に向けた検討をお願いしたいと思います。要望しておきます。

林業の人材育成と確保は、今後、非常に重要な意味を、私は持っていると感じております。それは、国が2024年から開始する予定の森林環境税の問題でございます。森林管理を前倒しして進めるために、国は特別会計から借り入れた資金を、2019年、来年の4月から、先行して自治体に配分するとされております。その細分方法など、既にどのようになるか概要ができていますと思いますけれども、その点をちょっとご教示いただければと思います。

○益子慎哉議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 ただいまご質問いただきました、森林環境譲与税でございますが、現時点で国のほうで考えております基準といたしましては、譲与税額全体を10とした場合に、地方自治体における私有林の、人工林面積が10分の5の割合、林業従業者数が10分の2の割合、人口が10分の3の割合で産出され、そのうち、当初は市町村に80%、県に20%、将来的には市町村が90%、県が10%となる予定でございます。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） ありがとうございます。

この譲与税、答弁が今ありましたように、私有林の面積と従業者数、林業従事者数が大きく左右するところでございます。そういった意味で、この林業従事者数の確保というのは非常に大きな課題になってくるかと思います。

一番懸念されるのは、この譲与税を配分されても、市町村レベルでは林業の担当職員が数がおりませんので、都道府県は若干いますけれども、非常に手薄でございます。その点をどのように考えているのか、ご所見を伺います。

○益子慎哉議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 受け皿の体制でございますが、現時点での県の考え方といたしましては、まず計画を市町村が作成し、森林整備そのものは、県が一定の区域ごとに事業を受託する林業経営体を募集し、その経営体を実施するという枠組みを考えているというところでございますので、引き続き、認定事業体と連携を図りながら取り組んでいきたい、その受け皿体制を作ってまいりたいというふうに考えてございます。

○益子慎哉議長 深谷渉議員。

○7番（深谷渉議員） 森林整備の役割を市町村が担うというのは、本当に、役所内の体制の充実だけでなく、外部の人材の登用や自治体間の連携、そしてまた、各種組織との総合力が必要だと考えております。人材確保に向けた対策を急いでいただくことを要望いたします。

最後に、子ども医療費助成についてでございますけれども、おおむね理解をいたしました。今回の罰則の一部廃止が、全国的に少子化対策の拡充につながれば、罰則廃止の範囲を拡大できるチャンスになりますので、しっかりと対策を図っていただきたいと要望いたします。

以上で、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○益子慎哉議長 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の議事は議了いたしました。

次回はあす、定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時45分散会